

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	栄養改善事業			事業コード	2236
所属コード	69300	課等名	保健予防課	係名	保健予防担当
課長名	高橋 悟	担当者名	佐々木香織	内線番号	6621
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード	1
	基本事業	保健・予防の推進	コード	2
予算費目名	一般会計 4 款 3 項 1 目 栄養改善事業（004-01）			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成 20 年度
根拠法令等	健康増進法第 18 条・第 22 条，盛岡市特定給食施設等指導要領による			

(2) 事務事業の概要

特定給食施設等の栄養管理指導

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

平成 20 年 4 月中核市移行に伴い, 「健康増進法」に係る事務の一部が県から移譲になった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

市民の健康志向が高まる中, 安全で安心な食環境づくりへの期待が高まる。食に関する正しい情報の発信ができるように, 食の提供に関わる関係者には, 「市民の健康づくりをサポートする」という意識が求められていく。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

特定給食施設, その他の給食施設

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 特定給食施設数	施設	101	101	103	103	104
B その他の給食施設数	施設	80	80	80	81	82
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

市内の特定給食施設（１回 100 食以上又は１日 250 食以上の食事を提供する施設）及びその他の給食施設（１回 50 食以上又は１日 100 食以上の食事を提供する施設）について、年 1 回栄養管理状況報告書の提出を求め、その内容から適切な栄養管理の実施を確保するための指導があると認めた施設について立入検査を行い指導・助言を行うほか、集団指導を実施し知識の習得とスキルアップを図る。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 特定給食施設等立入検査数	件	85	85	85	77	90
B						
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

安全で安心な食環境が保たれ、市民の食生活の向上・健康の保持増進につながる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 特定給食施設等立入検査実施率	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	%	47.0	46.4	47.0	41.8	48.6
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	868	1,290
	②県	千円	271	263	247	376
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	26	62	62	51
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	297	325	1,177	1,717
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,350	1,350	1,350	1,350
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	5,400	5,400	5,400	5,400
計	トータルコスト A+B	千円	5,697	5,728	6,577	7,117
備考						

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

特定給食施設等が適切な栄養管理を行うことにより、給食を通じて利用者及び市民の健康の保持・増進に寄与できることから適合している。

② 市の関与の妥当性

特定給食施設等の栄養管理指導は、健康増進法に基づいて実施されるものであり、市民の食環境整備には重要な活動である。

③ 対象の妥当性

特定給食施設等の栄養管理指導は、健康増進法に基づいて実施されるものであり、特定給食施設等が適切な栄養管理を行うことにより、給食を通じて利用者及び市民の健康の保持・増進に寄与するため妥当である。

④ 廃止・休止の影響

特定給食施設等への指導が行き届かなくなるとともに、食に関する情報提供が希薄になるため、市民の生活習慣病への予防意識を阻害することとなる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

食に関する正しい情報の発信を行うことにより、市民の食生活の向上・健康の保持増進につながる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

食に関する情報の提供であり、公平性が保たれており、特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

現在も最低限の費用と人員で実施している。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

業務の効率化を図り、計画的に実施していく。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

特になし。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）

□ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

健康増進法に基づく事業であり，市民の健康の保持増進を図るとともに，集団給食施設等に対する検査指導を行うことにより，安全で安心な食環境を確保するため継続する必要がある。